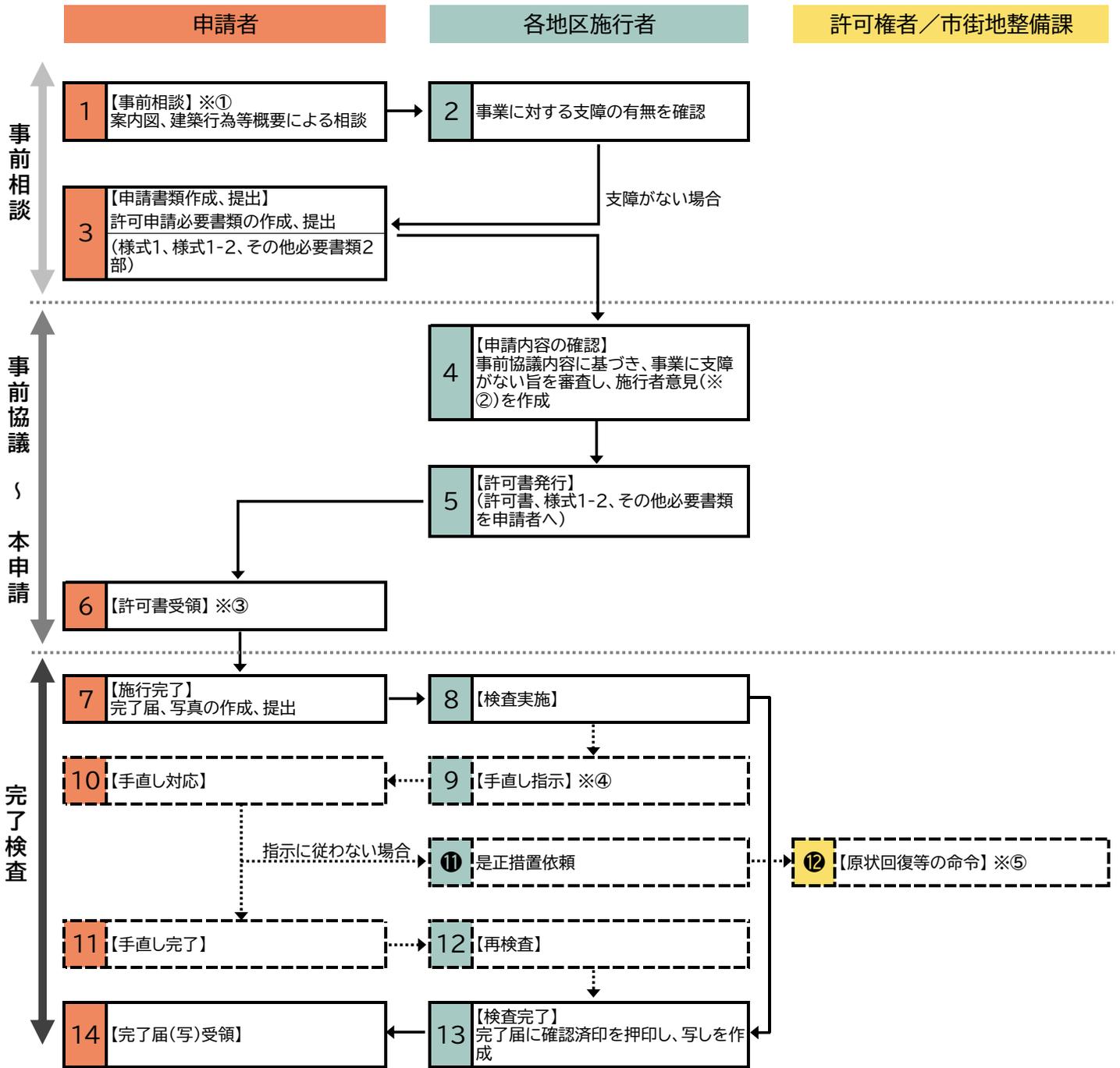


76条許可申請手続きの流れ(市施行)



- ※① 土地区画整理法第76条第1項による許可申請は、必ず施行者に事前相談を実施する。
- ※② 土地区画整理法第76条第2項の規定に基づき許可の申請があった場合は、施行者の意見を聴かなければならない。
- ※③ 施行者からの連絡を受け、許可書を受領。
- ※④ 事業の施行の障害が確認された場合、施行者から手直しの指示を実施。
- ※⑤ 手直しに従わない場合等、事業の支障となる行為に対し実施。